

リーディング・ユニバーシティー法政募金のお申込み方法（法人様）

法人様からのご寄付につきましては、法人税法に基づき、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入に当たっては、「受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入可能）」と「特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能）」とがあります。

税制上のメリットがより大きい受配者指定寄付金を推奨いたします。

1. 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、**寄付金全額が寄付金の受領日の事業年度**の損金に算入できます。

免税手続きには同事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。「寄付金受領書」は、本学を經由してお送りします。

※日本私立学校振興・共済事業団の受領日は、**本学へのご入金**の約**1カ月後**となります。受領日を含む事業年度の損金に算入することができますので、決算日まで1カ月以内の期間にご入金いただく場合は、事前に法政大学卒業生・後援会連携室までご相談ください。

【お申込みの流れ】

①「リーディング・ユニバーシティー法政募金寄付申込書（本学所定申込書）」と「寄付申込書（日本私立学校振興・共済事業団所定申込書）」に必要事項をご記入のうえ、法政大学卒業生・後援会連携室までお送りください。

※寄付申込書は本学募金ホームページよりダウンロードできます。

※本学所定の寄付申込書には必ず決算日をご記入ください。

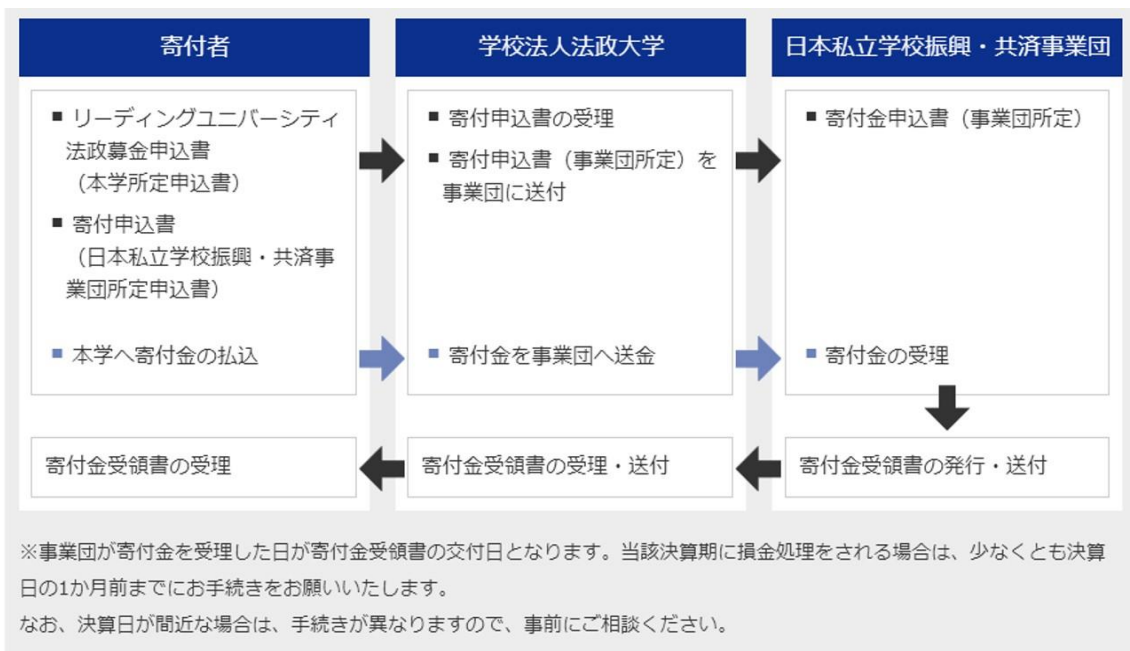
②本学の指定口座にお振り込みください。

<振込先口座>

銀行名	支店名	口座番号	口座名
三菱UFJ	市ヶ谷	普通 1359084	学校法人法政大学リーディング・ユニバーシティー法政募金
みずほ	飯田橋	普通 2355924	口
三井住友	飯田橋	普通 6785071	ガクホセイダガクリーディング・ユニバーシティーホセイダキングチ

③お振り込みいただいた寄付金は、本学経由で日本私立学校振興・共済事業団に送金いたします。合わせて、「寄付申込書（日本私立学校振興・共済事業団所定申込書）」を同事業団に送付します。

④同事業団が「寄付金受領書」を発行し、本学に送付します。本学に到着し次第、本学から各法人様に速やかに「寄付金受領書」をお送りします。



2. 特定公益増進法人に対する寄付

法人様が法政大学に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

この寄付金による損金算入は、本学発行の「寄付金受領証明書 (領収書)」と「特定公益増進法人証明書 (写)」によって手続きができます。両書類は、寄付金が本学に入金され次第お送りいたします。

ただし、免税金額は受配者指定寄付金の方が大きいため、特別公益増進法人に対する寄付金よりも税制上のメリットが大きい受配者指定寄付金を推奨いたします。

【お申込みの流れ】

- ①「リーディング・ユニバーシティ法政募金寄付申込書 (本学所定申込書)」に必要事項をご記入のうえ、法政大学卒業生・後援会連携室までお送りください。
- ②本学の指定口座にお振り込みください。
- ③本学にて「寄付金受領証 (領収書)」を発行し、各法人様にお送りします。「特定公益増進法人証明書 (写)」も同封いたします。
 ※領収書の発行には3～5週間ほどお時間をいただきます。
 ※寄付申込書は本学募金ホームページよりダウンロードできます。
 ※振込先口座は受配者指定寄付金と同じです。

◆損金算入限度額の計算方法◆

損金算入限度額 = (①資本基準額 + ②所得基準額) × 1/2

①資本基準額＝資本金額（期末資本金額＋期末資本積立金額）×事業年度月数÷12月×
3.75/1000

※2012（平成24）年3月31日以前に開始する事業年度は1000分の2.5に相当する金額

②所得基準額＝当期所得金額×6.25/100

※2012（平成24）年3月31日以前に開始する事業年度は100分の5に相当する金額

<お問い合わせ先>

法政大学卒業生・後援会連携室（募金担当）

〒102-8160

東京都千代田区富士見2-17-1

TEL：03-3264-9807

FAX：03-3264-9616

MAIL：koyu@hosei.ac.jp